

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制候補区域(案)」に係るパブリックコメントの実施結果

令和6年12月20日(金)から令和7年1月19日(日)までの間、オープンとくしま・パブリックコメント制度による意見を募集したところ、7名の方から、9件の御意見・御提言をいただきました。寄せられた御意見に対する徳島県の方針等は次のとおりです。

なお、複数の趣旨を記載いただいた御意見は、細分化させていただきましたので御了承ください。

No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の方針
1	今後、規制区域の公表にあたり、小字で確認できるようにお願いしたい。規制候補区域図(案)では詳細について判別しがたい。	規制区域の公表にあたっては、GIS(地理情報システム)を活用したWebサイト等による公表を予定しており、電子地図上において詳細確認が可能となります。
2	既に宅地造成された土地に建物を所有する当該宅地所有者に対する責務が、造成業者等の責務と同一であるのは納得できない。何故なら建物所有者が造成地購入時に、この法律は施行されていない、危険性の認識を十分に持たず、又販売業者や仲介業者の説明のみによる判断で購入した結果、土地所有者になった場合が多いと考えられるから。	盛土規制法においては、「責任の所在の明確化」を目的に土地所有者、管理者又は占有者が、過去の盛土等も含めて、土地を常に安全な状態に維持する必要があることが規定されています。 また、宅地建物取引業法においては、宅地建物取引業者が「重要事項説明」時に、取引の相手方等に盛土等に関する情報を提供するように規定されています。
3	監視員による監視強化を図ってはどうか。郡部の過疎地においては、人口減少により住民相互間での注意意識が無くなり、なれ合いになった結果、違法と思われる盛土が行われている場合が多くある。川の上流での違法盛土は、下流に被害をもたらす。熱海での事故は既存法に基づく指導を厳格に実行していれば、防ぎ得たのではないかと。このことから行政が与えられた権限で違法させる意識を徹底する上での不法盛土に対する監視、指導及び取り締まりが最重要課題である。	盛土規制法においては、許可を受けた盛土等について、県による許可地一覧の公表や、工事現場等における許可を受けた旨の標識の掲示など、地域住民や関係市町村が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することが規定されています。また、不法な盛土等を発見した場合は、当法律に基づき、行政指導を行って参ります。
4	違法盛土の工事における無限責任者を確定する必要がある。違法盛土については、被害の甚大さから、必要な賠償への責任を明確化する。違法行為の実行者が法人である場合、被害を賠償させるための責任が法人の範囲のみで終わらせるのは、不完全になる場合が多くなると考える。	盛土規制法においては、危険(違法)な盛土等を規制するため、県が盛土等の許可を行うこととしており、その審査にあたっては、工事主の資力及び信用の有無や、工事施行者の施工能力を確認することが規定されています。また、危険な盛土等に対しては、土地所有者だけでなく、原因行為者も行政処分等の対象となることが規定されています。
5	新しい盛土をする所は安全が保全できますが、過去の盛土の所は安全なのですか。過去の盛土されてる所も調査してもらって、安全かどうか調べて、住民に告知して欲しいです。	盛土規制法においては、既存の盛土等についても、災害発生の危険性について基礎調査を実施することが規定されており、調査結果については、土地の所在地を示した図面等を公表することとなっています。
6	阿南市橘町鍋浦付近及び阿南市橘町袴傍示付近を、規制区域に指定してもらいたい。	全県域を網羅した規制候補区域(案)としています。また、規制開始後はGIS(地理情報システム)を活用したWebサイト等による公表を予定しており、電子地図上において詳細確認が可能となります。
7	盛土する場合は、良質な材料で適切に締め固めするよう指導してもらいたい。	盛土規制法の施行にあたっては、国が定めた技術的基準等に基づき審査を実施することとしております。
8	熱海のような土石流災害が起こらないように、県全域をどちらかの規制区域となるようにした方がよいと考える。	全県域を網羅した規制候補区域(案)としています。また、規制開始後はGIS(地理情報システム)を活用したWebサイト等による公表を予定しており、電子地図上において詳細確認が可能となります。
9	吉野川など河川についても、規制区域に設定する方がよいと考える。	規制候補区域(案)では、中州等河川内の土地も区域に設定することとしていますが、河川区域内の行為については河川法において規制されており、盛土規制法の適用除外となります。